

小作争議調査表

No. 119

(月報番號第一六〇號)

(昭和九年十一月分)

場 所	場 主	關係人員	地 主 關 係 團 體	原 因	事 項 求	經 過
朝倉郡三奈木村三奈木	地主 丸山吉太郎 外三名 小作人 寺岡廣吉 外五名	關係地 種類面積 四十八町七反	小作人 關係團體 三奈木村支會 全農福佐聯合會	庄内町の大半は昭和三年頃の湖沼地にて地肥は存余地は大部分は飯所の低利 復金に灌水機は水利地と同一、湖沼地は小作人側、湖沼地は地主側、湖沼地は小作人側 の早稲田等に依り減収を理由に減収を要求する地主一割一と同一	昭和九年度小作料 六割 乃至七割減収要求	小作人が庄内町委員六名と地主の初岡正の代表とを以て交渉し地主側も委員八名と 地主側も委員八名と交渉し、結果三割五分の至四割五分を限度とし、双方協同の見地より 早稲田に中込みは小作人側と同一、湖沼地は地主側、湖沼地は小作人側、湖沼地は小作人側 側するに至り、湖沼地は小作人側、湖沼地は地主側、湖沼地は小作人側、湖沼地は小作人側 も有志一同は湖沼地の委員側も承認し地主四割五分の至五割五分を限度とし、湖沼地は小作人側 お初め要求は地主側、湖沼地は小作人側、湖沼地は小作人側、湖沼地は小作人側 小作人側は協同聯合會、指導下に交渉し、半年を度し、半年度小作料不納を申合せ 地主側も湖沼地は協同聯合會、指導下に交渉し、半年を度し、半年度小作料不納を申合せ し解決を遂行し、昭和十七日、湖沼地は協同聯合會、指導下に交渉し、半年を度し、半年度小作料不納を申合せ

財團 協同會福岡出張所

備 考	果 結
	地主側五分、小作人四分五厘の割合にす